

Q6-5.事業年度および納税・申告時期について教えてください。

法人税の確定申告は、会計年度終了後5ヶ月目に行わなくてはなりません。たとえば、12月末決算の会社の場合、申告期間は、翌年の5月1日から5月31日の間となります。確定申告の際は、申告前に計算された納付すべき税額を自主的に納付しなくてはなりません(所得税法第71条)。

台湾の会計年度は1月から12月が原則となっていますが、届出を行うことでその他の期間を会計年度とすることができます。なお、期限内に確定申告が行われない場合は、管轄税務当局から延滞通知書が発行され、受け取ってから15日以内の申告が要請されますが、その期限内にも申告がなされない場合は、税務当局は、調査の結果や同業利益率に基づいて税額を決定できます(同法第79条第1項)。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。